

評価結果としては、同法が施行されてまだ日が浅いこと、評価するには十分な案件例がまだないことなどから明確な結論は出されていない。ただ、同法の施行によって、消費者に権利が開け、裁判制度に対する敷居が低くなったこと、企業に対して抑止的な力になっていること、また、同法が導入されたことが原因でスウェーデンへの投資(海外からも含め)が減ったという痕跡は見られないことなどが報告されている。

しかし第8条に関しては、複雑であることから円滑な運用のために、グループ構成員の主張類似性などの拡張、効率的なクラスアクションの認定などが提案されている。特に、重要な点として、裁判所は明確なクラス構成員の数、クラスの定義、構成員の要件に基づきクラスアクションを容認するかどうかを判断すべきとしている。

また、クラス構成員になるために自ら通知を行う必要があること (Opt In) に関しては修正提案はなされていないが、裁判所による包括的な決定などのオプションや、原告が自ら Opt In の通知を対象者に行うというオプションは提案されている。

さらに、クラスアクションの影響力と効率性を上げるために、原告の費用負担を軽減し、訴訟に関する全てのリスクを負わなくてすむように、例えば、弁護士費用に関して、得られた経済的利益に対して成功報酬制度の導入や公的扶助の可能性を再検討すべきことが提案されている。

(7) 関係各省庁の概要

関連する公的機関、自治体、消費者団体及び役割分担

①統合・男女平等省

(Integrations- och jämställdhetsdepartementet)

- 2007年1月に創設され、現在約120名の職員を有する。¹⁶⁹
- 民主主義、差別問題、男女平等、統合政策、人権問題、マイノリティ保護、消費者政策などを担う。¹⁷⁰

②消費者庁

(Konsumentverket)

消費者に関する法律の公的監督機関。企業がマーケティング法、契約条項法、製品安全法、隔地契約・訪問販売契約法などに従っているかを監督する。¹⁷¹

¹⁶⁹ スウェーデン統合・男女平等省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/8324/a/103538>

¹⁷⁰ スウェーデン統合・男女平等省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/8324>

¹⁷¹ スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ http://www.ko.se/mallar/sv/lista_artiklar.asp?lngCategoryId=567

③消費者オンブズマン

(Konsumentombudsmannen, KO)

消費者の案件を代理して裁判所で訴訟をする公務員。¹⁷²

④消費者地方自治体支援

(Konsumentvägledningen)

地方自治体の消費者アドバイザーが個々の紛争と事案に関して助言を行う。消費者アドバイザーは消費者庁と密に協力している。¹⁷³

⑤消費者オンブズマン補助

(KO-biträde)

集団としての消費者を代理する集団訴訟手続とは別に 1997 年成立の法律により個別紛争にも消費者オンブズマンが消費者個人の代理として関与できる制度。¹⁷⁴

条件は、個別事案が法の適用に関する問題を含んでいること（すなわち、ある法律の適用状況・方法を明確にする必要があること）、または大多数の消費者に関係するような一般的な消費者利益に関する問題であることである。¹⁷⁵

⑥スウェーデン司法省

- スウェーデン司法省は憲法、一般行政法、民法、訴訟法そして刑法に関する立法を担当。移民・難民政策もとり扱う。¹⁷⁶
- 18 の部門にわかれ、警察部門、検察部門、訴訟手続法・裁判所部門、知的財産・運輸部門、EU 部門などのそれぞれの分野を担当。¹⁷⁷
- 職員は現在約 320 名。¹⁷⁸
- 司法省の傘下には 16 の行政機関があり、実務遂行はそれら各機関が行う。犯罪防止委員会、データ保護・監督院、司法行政庁、法務監察長官、矯正保護庁、移民庁、警察庁、法律扶助機関、検察庁などがある。¹⁷⁹

¹⁷² http://www.ko.se/mallar/sv/lista_artiklar.asp?lngCategoryId=567

¹⁷³ スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ

<http://www.konsumentverket.se/mallar/sv/sokkvl.asp?lngCategoryId=538>

¹⁷⁴ スウェーデン消費者行政ヒアリング（概要）、7 頁

¹⁷⁵ スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ

<http://www.konsumentverket.se/mallar/sv/artikel.asp?lngArticleID=5626&lngCategoryId=1354>

¹⁷⁶ スウェーデン司法省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/1476/a/14038>

¹⁷⁷ スウェーデン司法省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/2378/a/14410>

¹⁷⁸ スウェーデン司法省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/2378>

¹⁷⁹ スウェーデン司法省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/1476/a/13157>

⑦スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマン

－ 団体の概要（事業概要など）¹⁸⁰

消費者庁は統合・男女平等省の管下で消費者に関する法律の監督機関（司法省とは組織的には直接関係ない）。企業がマーケティング法、契約条項法、製品安全法、隔地契約・訪問販売契約法などに従っているかを監督する。¹⁸¹

消費者庁とオンブズマンは、どちらが上ということではなく平等の立場。消費者庁のトップがオンブズマンである。

消費者オンブズマンは独立して消費者のために企業に対して裁判所へ訴訟を起こすことができる。¹⁸²

消費者庁および消費者オンブズマンの設置根拠と消費者庁が所管すべき法令は規則（最新はFörordning (2007:1139) med instruktion för Konsumentverket）で制定。

消費者庁及び消費者オンブズマンは以下の行為に対して行動をおこすことができる。¹⁸³

- ① 紛らわしい広告
- ② 不平等なセールス方法または契約内容
- ③ 紛らわしい価格情報
- ④ 危険な商品

消費者庁は紛争解決のための個人へのアドバイスや介入は行っておらず、消費者に関する法規定が遵守されるよう働きかける行政機関である。個人への具体的なアドバイスは消費者地方自治体支援（Konsumentvägledningen）が行っている。

¹⁸⁴

消費者庁は規制主体、消費者オンブズマンは法執行主体。そういう意味で法的に両者は別機能。ただし、事務管理という観点から見ると、消費者オンブズマン事務局は消費者庁法務部に在籍している、消費者庁の予算をオンブズマン機能に配分している等、消費者オンブズマンは消費者庁の一部と呼べなくもない。

消費者オンブズマンは法執行するが、規制を行う存在ではない一方、消費者庁

¹⁸⁰ スウェーデン消費者庁へのヒアリングより（2009.3.3）

¹⁸¹ スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ http://www.ko.se/mallar/sv/lista_artiklar.asp?lngCategoryId=567

¹⁸² スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ http://www.ko.se/mallar/sv/lista_artiklar.asp?lngCategoryId=567

¹⁸³ スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ

http://www.konsumentvagledare.konsumentverket.se/mallar/sv/lista_artiklar.asp?lngCategoryId=567

¹⁸⁴ スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ <http://www.konsumentvagledare.konsumentverket.se/>

は市場裁判所への申立を行う権限がない。統合時にこうした両者の機能を分離しておく意味で片方をなくすことは出来なかった。なお、統合自体は効率性の観点から行われたもので、北欧ではノルウェーのように両者が統合されずにいる形態もある（消費者委員会と消費者オンブズマン）。¹⁸⁵

消費者庁とは別に消費者オンブズマンを残しているのは「オンブズマン」という地位が「消費者の代理」という権力イメージで認知されているためだと考えられる。）。¹⁸⁶

消費者庁の権限行使には市場裁判の判断は必要ない。ただし、事業者は措置に不服であれば行政裁判所に申し立てることができる。

消費者オンブズマンの法執行権限の可否はオンブズマン自身によって決められ、外部の意見を聞く必要はない。ただし、消費者オンブズマンの行政の一部であることから国民から苦情があれば議会オンブズマン（行政の目付役）から審査を受けることはありえる。財政面の正当性およびその費用対効果は会計検査院によってチェックされる。

消費者オンブズマン及び消費者庁長官は統合・男女平等省によって任命され、閣議で承認されている。国会の承認は不要（一般にスウェーデンでは国王の認証手続もない）で任命時に当省から記者発表しているのみ。近年は透明性が求められることから公募を実施。

オンブズマンの任期は6年。オンブズマンは市場裁判所で訴訟を行うことから弁護士でなければならない。

消費者庁長官・消費者オンブズマンの要件は法律では決まっておらず、選任の折に毎回違う。現職選任の際の要件は政府が公募した際に示されたが、電子政府に理解がある、国際的経験、法律的経験などが挙げられた。

現在の消費者庁長官・消費者オンブズマンは元裁判官。過去も裁判官が多かった。消費者オンブズマンは法執行機関として法律的要素が不可欠で国会からもそうした指摘を受けており、消費者団体・NGO出身者になることは難しい。¹⁸⁷

¹⁸⁵ スウェーデン消費者庁へのヒアリングより(2008.9及び2009.3.3)

¹⁸⁶ スウェーデン消費者庁へのヒアリングより(2008.9及び2009.3.3)

¹⁸⁷ スウェーデン消費者庁へのヒアリングより(2008.9及び2009.3.3)

消費者庁の職員数は約 100 名（うち弁護士は約 25 名）。

消費者庁は年間約 10～15 件の訴訟を提起（マーケティング法違反に対する不当広告に対しての差し止め訴訟など）している。公的集団訴訟としては、2003 年に制度ができてから 1 件のみ。

反トラストなど競争法は別の官庁（競争庁）が管轄している。

消費者オンブズマン事務局は副オンブズマンを除いて 3 名の秘書官が専任（実際の訴状作成や法廷対応などは、秘書官の方で行う）。法務部の他の 16 名は第 1 班 10 名、第 2 班 6 名に分野毎に分かれている（第 1 班は電子商取引、医療、環境広告などを担当、第 2 班は金融（銀行、保険など）、交通（自動車、ボートなど）、住居などを担当。2 名の秘書がいる。

製品安全課は 11 名。製品安全法第 24 条では監督当局を任命することになっており、消費者庁が任命されている。

地方自治体は法律上役割は持っていないが、具体的には 40 の自治体と合意書を取り交わしており、必要な時に時給と製品等の購入費などの直接経費を支払って、製品に安全上の表示がされているかチェックしてもらう、特定の製品を購入して送付してもらう等のお願いをしている。

製品安全課の陣容は課長も法律専門家で 3 名が法律関係でそれ以外は化学、技師、技術者、環境衛生などの専門家。

政府の指示で消費者団体への支援を実施している。根拠は「消費者組織に対する国からの支援に関する規制」（Förordning (2007:954) om statligt stöd till organisationer på konsumentområdet）。目的は英国の消費者団体のように活動的な消費者団体を育成すること。スウェーデンにおいて消費者団体は弱い。

2008 年の政府からの予算配分は 1 億 1127 万 SEK（約 18 億円）。これ以外に欧州委員会などからの配分もある。なお、2006、07 年は事務局をストックホルムからカールスタッドに移転したため、その経費が計上されており、2008 年よりも多い（2006 年 1 億 8 千万 SEK、2007 年 1 億 3 千万 SEK）。

- 運用体制、役割分担¹⁸⁸

消費者オンブズマンは訴訟を起こす事案の端緒を通常は消費者庁に持ち込まれる消費者からの苦情(年間約 6,000~10,000 件)により掴み、それらを法務部の担当官が分析、マーケティング法上、問題がありそうな案件について当該事業者とやり取りをして情報を入手することから始まる(これらの手続はマーケティング法に基づく事業者の情報開示義務(34条)に基づくものではない)。

その案件を市場裁判所に持ち込む、消費者オンブズマンとして禁止命令を出すなどは法令に則って判断し、それ以外の判断基準はない。それらの判断はオンブズマンが法務部の事案担当者の説明(会議において)を聞いた上で行う。なお、自発的な情報提供が困難な場合は同法 34 条に基づいて情報開示義務をさせるためにオンブズマンに依頼することはある。最終的に事案の自主的な解決、合意に至らなければ、オンブズマンに事案を渡し、市場裁判所に提訴する等の法執行に移行する。年間約 6,000~10,000 件の苦情の中で年間約 5 件に対して、公的集団訴訟の可能性を検討する。

消費者庁が 2008 年に苦情の中から受理した申し入れは 3,828 件。

2007 年は 3541 件

2008 年の内訳は

マーケティング関係	1,788 件
契約条件に関するもの	576 件
価格情報に関するもの	891 件
商品の安全性に関わるもの	384 件
<u>その他</u>	<u>189 件</u>
合計	3,828 件

消費者庁および消費者オンブズマンは 3,828 件のうち、590 件を要監督案件として処理を行った。それらのうち、

17 件は市場管理に関わるもの。

157 件は消費者庁の要求にしたがい相手方が問題を修正した。

100 件はいわゆる「指摘」の対象となった。これは消費者庁および消費者オンブズマンが相手方に対して回答を求めるものではないという意味。これらの 100 件は欠陥や不足を指摘して、修正を求めるだけで十分であると判断された。

152 件については消費者庁が調査を中止した。

¹⁸⁸ スウェーデン消費者庁へのヒアリングより(2008.9 及び 2009.3.3)

原因は問題とされていた行動や手続がもはや法に反するものではないと判断できるような状況になり、あるいは問題の優先順位が低いと判断されたためである。他の案件については別の状況で中止されている。調査の結果、他の行政機関に送って処理を続けてもらった件もある。

法務部での処理で終わる時間は最短1ヶ月、最長1年といった期間を要する。もし市場裁判所に持ち込む場合は2年が必要。2005年から法務部で扱ってきて最近、市場裁判所に持ち込んだものもあり、それだけ時間を要するものもある。したがって、市場裁判所に持ち込むよりもオンブズマン自身による禁止令(21条)を使う案件の方が多い(マーケティング法に基づく差止請求訴訟などは、年間約10~15件行っている)。情報開示命令も21条規定を使えば市場裁判所にいく必要はない。

問題を繰り返せば罰金(75万SEK(約150万円))を課すことになるが、その際は市場裁判所の決定が必要。

- 過去に関わった消費者事件などの事例及び実績

消費者オンブズマンは14の事業者について市場裁判所又は地方裁判所に申立を行い、23件の禁止命令を発行している。うち、17件が承認された。情報提出命令については1件発行し、1件承認されている。

表 5 過去の法執行件数¹⁸⁹

手段(件数)／年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
裁判所への申立件数	15	12	13	10	3	5	14
うち市場裁判所		11	9	9	2	2	10
差止(消費者オンブズマン)	23	9	27	29	2	18	23
うち事業者が認めたもの	18	6	24	23	1	15	17
情報開示(消費者オンブズマン)	19	15	1	4	0	3	1
うち事業者が認めたもの	13	16	1	1	0	1	1
継続中の集団訴訟件数	1	1	1	1	1	1	1

2008年にはKo bitrade（消費者が事業主と争議する際にKOが援助するサービス）に26件の申し込みが登録され、うち1件が認められた。集団訴訟については45件の申し込みがあったが、1件も認められなかった。

¹⁸⁹ 消費者庁年次報告書 2008、市場裁判所年次報告 2008

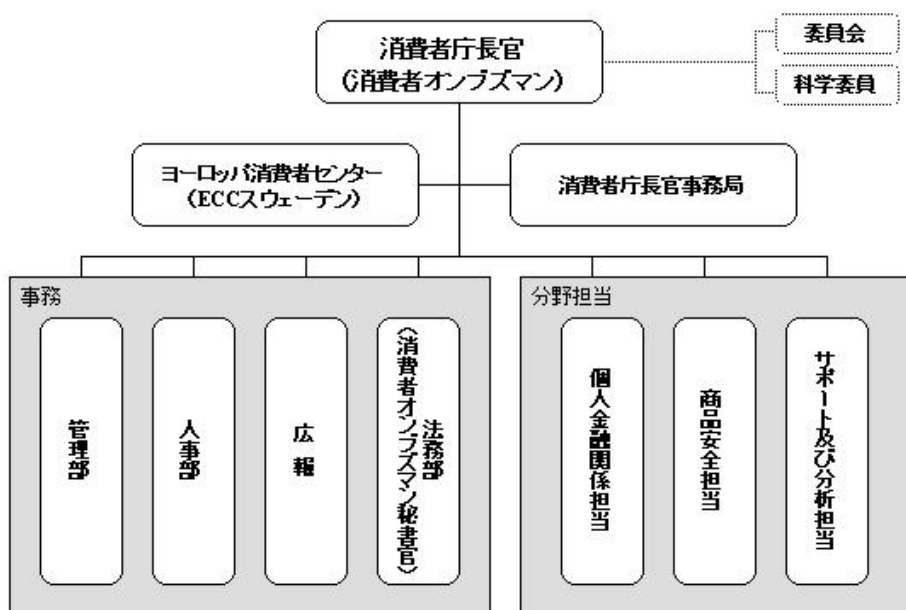
- 予算

表 6 消費者庁予算¹⁹⁰ (単位: 1,000SEK)

項目	年度	
	2007	2008
Verksamhetens(事業による収入)		
・補助金(助成金)による収入	117,551	98,840
・手数料、その他の報酬による収入	8,928	2,008
・給付金による収入	15,722	5,775
・財務収入	106	496
合計	142,307	107,119
Verksamhetens kostnader (事業による支出)		
・人件費	-87,337	-62,518
・事務所にかかる費用	-13,612	-6,592
・その他運営費	-27,192	-26,044
・財務支出	-303	-199
・減価償却および評価減	-1,612	-1,569
合計	-130,056	-96,922
Verksamhetesutfall(事業結果: 収支)	12,251	10,197
Transfereringar(資本流動)		
・寄付を公債に投資するために国家予算から受け取った資本	7,098	15,649
・寄付を公債に投資するために行政機関から受け取った資本	2,015	1,520
・発行した給付金	-9,113	-17,136
収支または残高	0	33

¹⁹⁰ スウェーデン消費者庁 2008 年次報告書 77 頁

スウェーデン消費者庁(Swedish Consumer Agency)組織図



(8) 現在の課題、今後の方針

現在の課題などに関して、Uppsala 大学 Lindblom 教授は以下のように述べている¹⁹¹。

集団訴訟の案件が少ない理由は、Opt In 方式の手続がネックであるためだと思われる。証拠を集める、被害額を把握する等の観点から Opt In 方式になった事情は理解できないが、これらを集めるには時間と労力が必要で効率的ではない。手続を簡素化できるような改良が必要である。また、集団訴訟の認可に対して、裁判所による判断が遅すぎるのも課題である。オンブズマンの公式見解として、Opt Out 方式の方がいい旨を表明している。現実的には、オンブズマンが、案件に応じて Opt In 方式、Opt Out 方式を選べればいいと思っている。制度の改正に向けての調査や政府への働きかけは行っているが、公的集団訴訟としての案件がまだ 1 件しかないので、実例不足であり、すぐに制度は動きそうにない。

費用に関する問題として、政府から配分される予算の中に、訴訟用費用というもの

¹⁹¹ Per-Henri Lindblom 教授へのヒアリングより(2009.3.2)

が特に設けられていないため、実際訴訟を起こすとするとその費用はオンブズマン組織内の他の費用にまわしたり削ったり調整しながら行わなくてはならない結果となる。現在、予算を集団訴訟に割くことは、組織内で優先順位は低くとらえられている。¹⁹²

(9) 法体系及び消費者保護関連法律（民事訴訟法を中心に）

消費者保護関連

- 消費者販売法 (Consumer Sales Act, Konsumentköplag, SFS 1990:932)
- 消費者信用法 (Consumer Credit Act, Konsumentkreditlag, SFS 1992:830)
- 消費者サービス法 (Consumer Services Act, Konsumenttjänstlag, SFS 1985:716)
- 消費者保険法 (Consumer Insurance Act, Konsumentförsäkringslag, SFS 1980:38)
- 価格情報法 (Price Information Act, Prisinformationslag, SFS 2004:347) 隔地契約・訪問販売契約契約法 (Distant Sales Contract and Door-to-Door Sales Contract Act, Lag (2000:274) om konsumentskydd vid distansavtal och hemförsäljningsavtal)
- マーケティング法 (Marketing Act, Marknadsföringslag, SFS 1995:450)
- 消費者契約条項法 (Consumer Contract Terms Act, Lag (1994:1512) om avtalsvillkor i Konsumentförhållanden, AVL)
- 金融アドヴァイスに関する法律 (Lag 2003:862 om finansiell rådgivning till konsumenter)
- 製品安全法 (Product Safety Act, Produktsäkerhetslag, SFS 2004:451)
- 競争法 (Competetion Act, Konkurrenslag, SFS 1993:20)

訴訟関連

- 訴訟手続法 Rättegångsbalk (1942:740)
民事・刑事量訴訟手続に関する統一的訴訟法典。1942年に制定、1948年に施行され、その後200回以上改正がされている。¹⁹³
- 集団訴訟手続法 Lag (2002:599) om grupprättegång

参考文献

ノルウェー

- 民事訴訟法 Lov 2005-06-17 om mekling og rettergang i sivile tvister (Tvisteloven)
- 民事訴訟法法律案 Ot. prp. nr. 51(2004-2005) Om lov om mekling og rettergang i sivile tvister (Tvisteloven)
- 立法関係等調査委員会報告書 NOU, Norges offentlige utredninger 2001: 32 Bind A (NOU 2001:

¹⁹² Group Litigation in Scandinavia (Per-Henrik Lindblom, Jan. 2009), p.12.

¹⁹³ 萩原 (2007)、187頁

32) Rett på sak, Lov om tvisteløsning (tvisteloven)

- 集団訴訟についての消費者庁作成の情報紙 Gruppesøksmål, Forbrukerportalen
- ノルウェー消費者行政ヒアリング (概要)
- クラスアクション status in the Nordic Countries, Liability Newsletter 3/07
- ノルウェー法務・警察庁ホームページ <http://www.regjeringen.no/>
- ノルウェー司法行政庁ホームページ <http://www.domstol.no/>
- ノルウェー消費者庁ホームページ <http://forbrukerportalen.no>
- ノルウェー消費者委員会ホームページ <http://forbrukerportalen.no>
- 在日ノルウェー王国大使館ホームページ <http://www.norway.or.jp>
- 法令データベース Lovdata <http://www.lovdatabasen.no/>

スウェーデン

- 訴訟手続法 Rättegångsbalk (1942:740)
- 集団訴訟手続法 Lag (2002:599) om grupprättegång
- 集団訴訟手続法法律案 Prop. 2001/02:107 Lag om grupprättegång
- 集団訴訟制度評価プロジェクト報告書 (概要)
- Lindblom, Per Henrik & Nordback Kenneth, The Swedish Group Proceedings Act, 2003.
- Lindblom, Per Henrik, Global クラスアクション s, 2008.
- Lindblom, Per Henrik, Group Litigation in Scandinavia, 2009.
- Nord, Roberth, Group actions in Sweden: Reflections on the purpose of civil litigation, the need for reforms, and a forthcoming proposal, *Duke Journal of Comparative & International Law* [Vol 11:381 2001], 2001.
- スウェーデン消費者行政ヒアリング (概要)
- 萩原金美 (2007) 『スウェーデン法律用語辞典』 中央大学出版部.
- スウェーデン司法省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/1476>
- スウェーデン統合・男女平等省ホームページ <http://www.regeringen.se/sb/d/8324>
- スウェーデン消費者庁・消費者オンブズマンホームページ <http://www.konsumentverket.se>
- または <http://www.ko.se>
- 法令データベース Lagrummet <http://www.lagrummet.se/>